

このメールマガジンは群馬産業保健推進連絡事務所のホームページに掲載された新着情報やその他の産業保健情報について配信しています。

1. 産業保健事業の総合調整のための協議会を発足
2. 平成 25 年度メンタルヘルス対策支援事業の受託決定
3. 産業保健相談事例のご紹介
4. 産業保健セミナー(4・5 月の予定)のご案内
5. 1・2・3 月のセミナー結果
6. 関係機関の動き

現在、事業場における産業保健活動を支援するため、産業医等の産業保健関係者を対象に相談、研修等を実施する産業保健推進センター(群馬産業保健連絡事務所)を独立行政法人労働者健康福祉機構が運営し、労働者数50人未満の事業場に対して産業医等による産業保健サービスを提供する地域産業保健事業(群馬県地域産業保健センター:群馬県医師会が受託)及び職場におけるメンタルヘルス対策を支援するため相談等を行うメンタルヘルス対策支援センター事業(独立行政法人労働者健康福祉機構が受託し連絡事務所内に設置)を国が委託により実施しています。

これらの事業(以下「3事業」という。)により、事業場の産業保健活動の推進が図られ、その水準は向上してきているものの、業務上疾病発生状況、労働衛生管理体制の整備状況、健康診断の実施及びその結果に基づく健康管理実施状況等をみると、まだ十分とはいえない状況にあります。

そこで産業保健活動への支援の効果的な実施のため、3事業が連携して統括的に運営する総合調整機能を設け、群馬県内における産業保健の質の向上や労働者の健康管理等の一層の充実を図ることを目的として、平成24年度産業保健事業の総合調整のための協議会が設置され2回開催されました。平成25年度についても協議会は継続する予定です。

産業保健事業の総合調整のための協議会は、「群馬産業保健・メンタルヘルス対策総合推進協議会」の名称で、群馬産業保健推進連絡事務所、群馬県地域産業保健センター、メンタルヘルス対

策支援センター、群馬県医師会、群馬労働基準協会連合会、群馬労働局を構成機関としています。

この協議会の設置により、3 事業のより良い連携が図られ、群馬県内全体の産業保健サービスの充実に繋がると思います。

◎ 3 事業それぞれの事業内容

群馬産業保健 推進連絡事務所 (TEL:027-233-0026) *労働者数 50 人以上の 事業場が対象	職場の健康管理・健康教育等、産業保健活動の全般に関する相談・問い合わせ ・産業医等の産業保健関係者を対象にした相談 ・産業保健研修等の実施 ・図書、測定機器等の貸し出し
群馬県 地域産業保健センター (統括事務所 TEL:027-231-5311) *労働者数 50 人未満の 事業場が対象	産業医等による産業保健サービスを提供 ・健康診断結果に基づく医師からの意見聴取 ・脳・心臓疾患のリスクの高い労働者に対する保健指導 ・メンタル不調者に関する相談・指導 ・長時間労働者に対する面接指導
メンタルヘルス 対策支援センター (TEL:027-289-3110)	職場におけるメンタルヘルス対策全般を支援 ・メンタルヘルスに係る専門的な窓口相談(電話・面接) ・メンタルヘルス対策体制の構築に関するアドバイス(訪問支援) ・メンタルヘルス対策に係る教育の実施(管理監督者・セルフケア)(訪問支援) ・職場復帰に関する支援(訪問支援)

*3 事業が提供する産業保健サービスは原則すべて無料です。



平成 25 年度メンタルヘルス対策支援事業の受託決定



平成 25 年度メンタルヘルス対策支援事業は 3 月 25 日関東地区についても、再入札において当連絡事務所の本体である独立行政法人労働者健康福祉機構が落札することができました。(全国 47 都道府県全て独立行政法人労働者健康福祉機構が受諾しました。)

これにより平成 25 年度も当連絡事務所内にメンタルヘルス対策支援センターを設置し支援を行ってまいります。

* 事業開始時期については未定(決まり次第ホームページ等でお知らせいたします)



産業保健相談事例のご紹介

産業保健推進連絡事務所では、産業保健に関する相談業務を実施しています。

当連絡事務所に寄せられた相談事例を紹介します。

Q. 平成25年1月1日より法改正されたエチルベンゼンについて



①エチルベンゼンを含有する塗料を使用しての塗装作業について
作業主任者の選任は有機溶剤作業主任者講習修了者を特定化学物質等作業主任者として選任するとあるが、その他の作業についてはどうなのか？

②塗装作業はその方法(吹付、刷毛塗、デッピング等)
によって限定されるのか？

③塗装と同じような形態で行われる防水加工等の面の加工については対象となるのか？



A. ①今回の改正で規制対象となっているのは塗装作業のみ。その他の作業については規制対象とはなっていない。

②塗装の方法によって限定されることはない。屋内での塗装作業はすべて対象となる。

③規制対象は塗装作業であるため面の加工作業は対象とならない。(有機溶剤中毒予防規則において塗装作業と面の加工作業は別作業と規定されている))

産業保健セミナー(4 ・ 5 月の予定)のご案内

当連絡事務所の産業保健セミナー(4 ・ 5 月分)を掲載します。

受講料・教材費は無料です。

*セミナーは、できるだけ計画通り実施したいと考えていますが、電力事情や会場等の都合により、研修の中止や日程・会場の変更をすることがあります。

☆お申し込み・詳細につきましてはホームページをご覧ください☆

⇒ <http://www.gummasanpo.jp/seminar/index.html>

(申し込みいただいた後の変更については、連絡先がはっきりしている方には、連絡事務所からご連絡いたします。)

※ セミナー予定表については、計画ができ次第順次掲載致します。なお、現在ホームページからのお申し込みはできません。

テ ー マ : 『健診や環境測定の基準値はどのように決めるか』

開催日時 : 3月7日(木)15:00~17:00

会 場 : 前橋テルサ けやき

講 師 : 藤田 晴康 氏(赤城病院 副院長、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 34名

内 容 : 健診項目の基準値は正常値としてよいのか? 腹囲の基準はどのように定めたのか? 有害物質の管理を行う際の環境濃度はなぜ対数を使った複雑なものか? 等、統計学を専門にする先生から基準値に振り回されないように設定のからくりを分かり易く解説していただいた。
参加者からは「難しい内容を根気よく説明いただき、分かり易いお話の内容で要点がつかめた」等の意見をいただきました。



◎メンタルヘルス対策セミナー

テ ー マ : 『メンタルヘルス不調の予防とポイント(その2)』

開催日時 : 1月31日(木)14:00~16:00

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 鈴木 浄美 氏(カウンセリングオフィス“ハルモニア” 代表、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 9名

内 容 : 昨年8月に実施したセミナーと同様の内容ですが、時の変化とともに進化した内容で、前回同様実際の対応の仕方等を交え分かり易く説明していただきました。
参加者の方から「メンタルヘルス不全の真の理解に役立った」「職場でのメンタルヘルス不全者への対応に活かしていきたい」等の意見をいただきました。

テ ー マ : 『支援者のメンタルヘルスに関する事例検討』

開催日時 : 2月4日(月)14:00~16:30

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 松岡 治子 氏(臨床心理士、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 3名

内 容 : 研修参加者の体験した事例を具体的に挙げて頂き、少人数で検討・討議し、参加者それぞれが考え内容を深めていました。
参加者の方から「様々な意見を聴くことが出来て興味深かった」「色々なヒントを教えて頂き参考になった」等の意見をいただきました。

テ ー マ : 『リラクセーション(自律訓練法)』

開催日時 : 2月20日(水)14:00~16:00

会 場 : 日本健康管理協会 北関東支部

講 師 : 中山 伸二 氏(日本健康管理協会 北関東支部 支部長)

参 加 者 : 7名

内 容 : ストレスの蓄積は、心とからだの健康に悪影響を及ぼします。これらのストレ



スを軽減する手法としてのリラクゼーションについて説明いただいた後、リラクゼーションの一つである「自律訓練法・漸進的筋弛緩法」を体験していただきました。参加者からは、「実際に体験することで分かり易かった」「ゆっくりとした時間を過ごせてよかった」「実践してみようと思う」等の意見をいただきました。

テ ー マ : 『うつ病治療で最近感じること 』

開催日時 : 2月21日(木)14:00～16:00

会 場 : 太田労働基準協会

講 師 : 大澤 誠 氏(大井戸診療所 院長、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 14名

内 容 : 年間3万人以上が自殺で命を落としており、自殺問題が日本国内において大きな問題となっている。

職域においては「仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者」の割合は58%となっており、過去1年間にメンタルヘルス上の理由により連続して1か月以上休業または退職した労働者がいる事業場の割合も8%となっている。職場のメンタルヘルス対策は重要な課題となっていることから、本セミナーでは職場における自殺の要因とその対策について、講義していただきました。参加者からは「心の耐力をつける方法について考えた」「世の中のうつ病の状況が分かった」等の意見をいただきました。

◎健康保持増進対策セミナー

テ ー マ : 『栄養指導(1)～栄養指導に役立つ栄養の知識～』

開催日時 : 2月1日(金)14:00～16:00

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 笠原 賀子 氏(群馬県栄養士会 副会長)

参 加 者 : 20名

内 容 : 栄養指導に必要な栄養の基礎知識について、時間栄養学など最新のトピックスをふまえて概説いただき、疾患別の具体的な栄養指導の内容について、症例を通して参加者からの意見を求めながら分かり易くお話していただきました。参加者からは「指導に反映できそう」「参考になった」等の意見をいただきました。



テ ー マ : 『栄養指導(2)～コーチングを活用した指導方法～』

開催日時 : 3月1日(金)14:00～16:00

会 場 : 群馬メディカルセンター2F セミナールーム

講 師 : 笠原 賀子 氏(群馬県栄養士会 副会長)

参 加 者 : 15名

内 容 : コミュニケーション技法のひとつであるコーチングについて説明いただき、実際に体験し、コーチングを活用した、オーダーメイドの栄養指導方法を学習しました。参加者からは「分かり易く実践につなげたい」「実際の指導場面に取り入れられそ



開催日時：3月4日(月)14:00～16:00

講 師：月岡 関夫 氏(月岡内科医院 院長、当連絡事務所 相談員)

内 容：健康診断は実施することが重要ではなく、健康診断後の各個人の事後処置が大切となることを、生活習慣病や特定健康診断等の面からお話いただきました。

参加者からは「今後、2次健診の受診を推進するための方法等についてご教授願いたい」等の意見をいただきました。

- ⇒ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/>

3. 「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の報告書及び

今後の対応について ⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002x6at.html>

☆☆☆☆☆

この4月からは16の推進センターが連絡事務所となり、栃木、新潟が群馬と同様に埼玉を支援センターとします。今後は県単位ではなく連携を図り広域でのサービス提供ができればと考えます。

<http://www.gummasanpo.jp/melmag/index.html>

sanpo10@gummasanpo.jp

電話:027-233-0026 FAX:027-233-9966